在留カードとマイナンバーカードがひとつになった「特定在留カード」について



出入国在留管理庁のホームページの情報を基に作成

2026年6月14日（日）から特定在留カード等の運用が開始され、2026年6月15日（月）から特定在留カード等の交付申請が行えるようになりました。

特定在留カードとは何ですか？

特定在留カードは、マイナンバーカードとしての機能を付加するための措置が講じられた在留カードです。

つまり、在留カードとマイナンバーカードの機能を一枚のカードで果たすことができます。



表　　裏

イメージは出入国在留管理庁のホームページから引用

特定在留カードはどのように取得できますか？

特定在留カードのみの交付申請はできません。別の入管手続に併せて申請する必要があります。
申請先と**申請時期**は行う予定の入管手続の種類によって異なります。

申請先：

住居地を管轄する地方出入国在留管理局の窓口
在留期間更新許可申請
在留資格変更許可申請
永住許可申請
在留カードの有効期間の更新申請
住居地以外の在留カード記載事項の変更届出
汚損等による在留カードの再交付申請
交換希望による在留カードの再交付申請

住居地の市区町村の担当窓口
新規上陸後の住居地届出
住居地の変更届出
在留資格変更等に伴う住居地の届出

※当面の間、在留申請オンラインシステムを利用される場合には、特定在留カード交付申請ができません。
そのため、在留申請に併せて特定在留カード交付申請を行う場合には、地方出入国在留管理局の窓口で手続きをする必要があります。

申請時期：　**上記のいずれかの入管手続を行う時**

※特に入管で手続きを行う予定がない方が、特定在留カードの取得を希望する場合は、「交換希望による在留カードの再交付申請」に併せて特定在留カード交付申請をすることができます。

手数料について

出入国在留管理庁に支払う手数料（在留カードの機能に係るもの）と地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に支払う手数料（マイナンバーカードの機能に係るもの）の２種類があります。

入管に対する手数料 ： **1900円**（直送の場合は2600円）

J-LISに対する手数料： **600円**（電子証明書の発行を受ける場合は800円）

※手数料の負担については、個人によって異なります。詳細は出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。

留意点

特定在留カードの取得は義務ではありません。

マイナンバーカードの取得は任意であることと同様に、特定在留カード等の取得も任意であり、引き続き在留カードとマイナンバーカードを２枚持つことも可能です。

必ず特定在留カード等が交付されるわけではありません。

特定在留カード交付申請を行っても、個別の事情等により、通常の在留カードが交付される場合があります。

特定在留カードは申請を行ってから交付を受けるまでに最短でも２週間前後の期間を要します。

特定在留カードであっても、マイナンバーカードとしての有効期限は本来の在留期間の満了日までとなります。

在留期限の満了日までに、市区町村でマイナンバーカードの有効期限延長等の手続きを行ってください。
詳細については当センターで作成したリーフレットから確認できます。

よくある質問：マイナンバーカードの有効期限延長等の手続きについて

https://www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=1412358337535&cate=1

在留カードの券面記載事項が変わります。

現行の在留カードに記載されている「在留期間（「1年」、「3年」など）」「許可の種類」「許可年月日」「交付年月日」が記載されなくなります。これらの事項はICチップにのみ記録されるようになります。

「在留カード等読取アプリケーション」を利用してICチップの記録を確認することができます。詳細は出入国在留管理庁のホームページから確認してください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html

手数料の納付方法、申請書や必要な書類、よくある質問等の詳細については、出入国在留管理庁のホームページから確認できます。

https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html

特定特別永住者証明書もあります！

特別永住者の方も、マイナンバーカードとひとつになった「特定特別永住者証明書」を申請することができます。詳細については出入国在留管理庁のホームページから確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/tokutei_spc.html